

ICTサービス安心・安全研究会における検討に関する意見

2014.2.24

宍戸 常寿（東京大学）

○電気通信事業法等の運用・検討は、①事業の適正かつ合理的な運営の確保、②公正な競争の促進に加えて、③利用者・消費者保護（安心・安全な利用環境の確保、青少年の保護育成、個人情報保護等）の3つの観点を有機的に結びつけながら行うべきものとする。

○青少年保護・育成の在り方の検討に際しては、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」（2011年10月）における、青少年インターネット利用環境整備施策の5つの基本原則（添付資料）から出発すべきものとする。

○また、2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方を検討するに際しては、青少年のインターネット利用に関する近時の動向、フィルタリングの問題点、第三者機関の現状を精確に把握した上で、適宜、当会ないしWG等の場において、事業者の自主的取組に関してヒアリングを行う等すべきものとする。

○パーソナルデータ一般の取扱いについては、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が決定されたところであるが、ICTサービスに係る利用者情報の適正な取扱いの検討に際しては、上記方針を踏まえつつ先行的に、「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブⅠⅡ」等に基づく既存の取組を加速させるべきものとする。

○また、利用者情報の保護と密接な関係にある通信の秘密については、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」及び「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」においても検討が進められており、当会としても、それらの成果のフィードバックを受けながら、冒頭の3つの観点全体から中長期的な検討を行うべきものとする。

以上

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言概要 ～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～(1/3)

■検討の背景

▶ 青少年インターネット環境整備法の3年以内見直し(附則第3条)に対応するため、同法成立・施行(平成21年4月)以後の青少年のインターネット利用環境の変化について考察し、変化に対応した新たな取組について検討を行ったもの。

■主な検討結果(1/2)

●今後の青少年インターネット環境整備施策が沿うべき**5つの基本方針を確立**。

①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

②受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動を確保する観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

③保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する役割を担い、権利を持つのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。

④民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に当たっては、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑤有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。